

地球温暖化防止に向けて

エア・ウォーターでは、その事業活動に多くのエネルギーを使用しています。省エネルギー法の特定事業者として、工場をはじめ、オフィス、事務所、研究施設などを含めた事業全体でエネルギーの使用状況を把握し、省エネルギーに取り組んでいます。

エネルギー管理体制

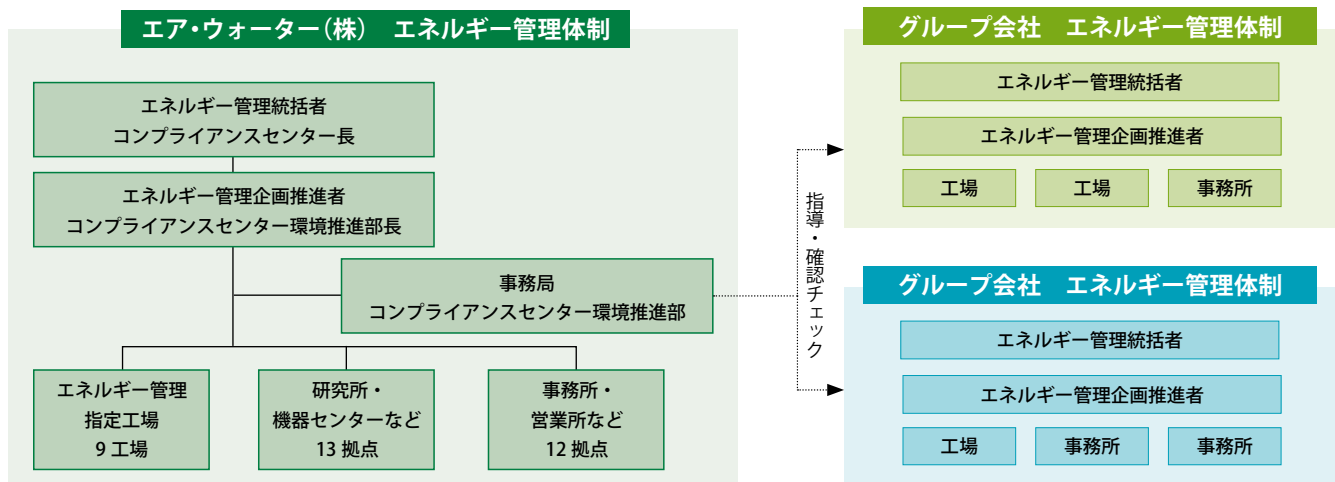
エア・ウォーターの産業ガスプラントは、空気を液化分離する際に非常に多くのエネルギーを使用するため、従来からエネルギー管理指定工場として、省エネルギーの取り組みを進めていました。

そのような中、省エネルギー法が平成22年4月に改正・施行されたことに伴い、これまでの工場単位での取り組みから、

事務所やオフィスなども含めた会社全体でのエネルギー管理を推進するために、コンプライアンスセンター長を管理統括者としたエネルギー管理体制を構築しています。

また、コンプライアンスセンター環境推進部は、グループ会社のエネルギー管理体制の確認チェック、指導を行っています。

● エネルギー管理体制



※ 2011年4月の対象工場、拠点数

省エネ法対策会議

エア・ウォーターでは、全国に9つあるエネルギー管理指定工場のエネルギー管理担当者が集まって「省エネ法対策会議」を開催し、法対応についての検討や情報交換を行っています。

また、省エネルギー法に基づくデータ収集方法や報告書作

成などの具体的な実務検討を行い、法律への適正な対応を進めています。

平成23年度からは、名称を「省エネルギー推進委員会」に改め、さらなる省エネ活動を推進していきます。

エネルギー使用量の「見える化」の推進

エア・ウォーターでは、インターネットを介して環境データを収集するシステム (SaaS型:クラウドサービス) を平成22年から導入しました。

工場、オフィス事務所では、各拠点のパソコンからインターネットを通してエネルギー使用量のデータを入力します。コンプライアンスセンター環境推進部は、それを正確にかつ、迅速に収集することで、エネルギー使用量推移や原単位などの見える化を行い、工場、オフィス事務所の省エネ活動を推進します。

